みやこ町告示第１８号

　みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和６年３月２６日

みやこ町長　内　田　直　志

　　　みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、教育・保育施設等を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、当該施設において提供される給食に係る費用の一部を補助することについて、みやこ町補助金等交付規則（平成１８年みやこ町規則第４３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

　（補助対象者）

第３条　本事業による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　次の全てに該当する児童の保護者であること。

ア　保護者及び対象児童が、町内に居住し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条に規定する本町の住民基本台帳に記録されていること。ただし、単身赴任等特別な事情があると町長が認めた者については、この限りでない。

イ　法第７条第４項に規定する認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「補助対象施設等」という。）を利用している者のうち法第１９条第１号及び第２号又は法第３０条の４第1号及び第２号に規定するもの。ただし、法第７条第１０項第５号から第８号までに規定する事業を利用する児童は除く。

　　ウ　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１３条第４項第３号イ又はロに規定する児童でないこと。

　（２）　実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について（平成２７年７月１７日府子本第８１号２７文科初第２４０号雇児発０７１７第５号）の別紙「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」４（２）施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助の対象となる者でないこと。

　（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、補助対象施設等において、提供される給食の提供に係る実費相当額のうち、副食費とする。

　（補助金の額）

第５条　副食費に対する補助金の額は、児童１人当たり月額４，７００円を上限とし、補助対象施設等に対象者が支払うべき額と上限額を比較していずれか低い額とする。

（補助金交付の申請及び請求手続）

第６条　補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付申請書（償還払い用）（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　（１）　副食の提供に係る領収書又はそれに類する物

　（２）　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付（変更交付）決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

３　町長は、交付申請を却下したときは、速やかにその理由を明らかにして、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付（変更交付）却下通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

４　第２項の規定により、交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金請求書（様式第４号）を、町長に提出しなければならない。

５　町長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に、指定された口座に振り込むものとする。

（代理受領）

第７条　町長は、申請者が補助金の請求及び受領を補助対象施設等に委任する場合は、当該委任を受けた補助対象施設等（以下「代理受領者」という。）に対して、第５条の規定による補助金を交付することができる。

２　前項の規定により、町長が代理受領者に対し補助金を支払ったときは、当該申請者に対し補助金の交付があったものとみなす。

　（代理受領による補助金の交付申請手続等）

第８条　前条の規定により補助金の交付を受けようとする代理受領者は、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付申請書（代理受領用）（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　（１）　代理受領委任状

　（２）　重要事項等副食の提供に要した費用の分かる書類

　（３）　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付（変更交付）決定通知書（様式第２号）又はみやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付（変更交付）却下通知書（様式第３号）により当該代理受領者に通知するものとする。

３　代理受領者は、前項の規定で決定した補助金の内容に変更が生じた場合は、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金変更交付申請書（代理受領用）（様式第６号）に変更内容が分かる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

４　町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付変更の可否を決定し、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付（変更交付）決定通知書（様式第２号）又はみやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付（変更交付）却下通知書（様式第３号）により当該代理受領者に通知するものとする。

５　第２項及び前項の規定により交付決定を受けた代理受領者は、補助金の交付を受けようとするときは、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金代理受領請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

６　町長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に、指定された口座に振り込むものとする。

７　代理受領者は、事業完了後１月以内又は翌年度の４月１日のいずれか早い日までにみやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付事業実績報告書（様式第８号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

８　町長は、前項の規定による実績報告書を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付額確定通知書（様式第９号）により代理受領者にその旨を通知するものとする。

　（代理受領による補助金の交付申請期間）

第９条　前条第１項の規定による補助金の交付の申請期間は、町長が別に定める。

（決定の取消し）

第１０条　町長は、申請者及び代理受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　この要綱の規定に違反したとき。

（２）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金等の返還）

第１１条　町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき及び余剰金が発生している場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（届出）

第１２条　申請者及び代理受領者は、補助金の申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

　（帳簿の備付け）

第１３条　代理受領者は、補助金の対象となる事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付申請書（償還払い用）

年　　月　　日

　みやこ町長　　　　様

　みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金の交付を受けたいので、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、みやこ町が交付決定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した内容について、教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名（保護者自署） |  | 電話番号 |  |
| 申請者住所 |  |
| フリガナ |  | 生年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 児童氏名 |  |
| 利用施設名 |  |
| 補助金請求額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

|  |
| --- |
| 請求額の内訳 |
| 月 | 支払額 | 上限額 | 申請額 | 月 | 支払額 | 上限額 | 申請額 |
| ４月 |  |  |  | １０月 |  |  |  |
| ５月 |  |  |  | １１月 |  |  |  |
| ６月 |  |  |  | １２月 |  |  |  |
| ７月 |  |  |  | １月 |  |  |  |
| ８月 |  |  |  | ２月 |  |  |  |
| ９月 |  |  |  | ３月 |  |  |  |

様式第２号（第６条、第８条関係）

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　みやこ町長　　　　　　　印

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付（変更交付）決定通知書

年　　月　　日付けで、交付申請（変更交付申請）のありましたみやこ町教育・保育施設等における副食費補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額　　金　　　　　　　　　　円

（変更交付決定額）

様式第３号（第６条、第８条関係）

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　みやこ町長　　　　　　　印

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付（変更交付）却下通知書

年　　月　　日付けで交付申請（変更交付申請）のありましたみやこ町教育・保育施設等における副食費補助金については、下記の理由により却下することとしましたので通知します。

記

却下となった理由

様式第４号（第６条関係）

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金請求書

年　　月　　日

　みやこ町長　　　　　　　様

申請者（保護者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

年　　月　　日付け　　　第　　　号により交付決定を受けたみやこ町教育・保育施設等における副食費補助金について、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付要綱第６条第４項の規定により下記のとおり請求します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　補助金請求額　　　金　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関 |  |
| 店名 |  |
| 預金種別 | 　１　普通　　　２　当座　　　 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義人 |  |

様式第５号（第８条関係）

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付申請書（代理受領用）

年　　月　　日

　みやこ町長　　　　　　　様

施設名

住　所

氏　名

電話番号

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金の交付を受けたいので、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　交付申請額　　　金　　　　　　　　円

２　交付申請期間　　　　　　年　　月分から　　　年　　月分まで　（　　か月分）

３　交付申請内訳　　別添（交付申請内訳）のとおり

４　添付書類　　（１）代理受領委任状

　　　　　　　　（２）重要事項等副食の提供に要した費用の分かる書類

　　　　　　　　（３）その他町長が必要と認める書類

別添（交付申請内訳）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 交付申請期間 | 年　　月　～　　年　　　月（計　　か月分） |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　円　（⑧×　　か月分） |
| １か月当たりの補助申請額 |
| 区分 | 満３歳 | ３歳 | ４歳以上 |
| ①補助上限額 |  |  |  |
| ②徴収額 |  |  |  |
| ③選定額（①と②のいずれか低い額） |  |  |  |
| ④総児童数※基準月の初日児童数 |  |  |  |
| ⑤副食費免除対象者数 |  |  |  |
| ⑥補助対象児童数（④－⑤） |  |  |  |
| ⑦合計金額（③×⑥） |  |  |  |
| ⑧１か月合計額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　 |

様式第６号（第８条関係）

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金変更交付申請書（代理受領用）

年　　月　　日

　みやこ町長　　　　　　　様

施設名

住　所

氏　名

電話番号

年　　月　　日付けで交付決定を受けたみやこ町教育・保育施設等における副食費補助金に係る補助申請額を変更したいので、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付要綱第８条第３項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　当初交付決定額　　　金　　　　　　　　円

２　変更交付申請額　　　金　　　　　　　　円

３　今回変更増減額　　　金　　　　　　　　円

４　添付書類

　（１）　変更内容が分かる書類

　（２）　その他町長が必要と認める書類

様式第７号（第８条関係）

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金代理受領請求書

年　　月　　日

　みやこ町長　　　　　　　様

施設名

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

年　　月　　日付け　　　第　　　号により交付決定（変更交付決定）を受けたみやこ町教育・保育施設等における副食費補助金について、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付要綱第８条第５項の規定により下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　　　　　　　　　円

２　請求期間　　　　　　年　　月分から　　　年　　月分まで　（　　か月分）

３　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関 |  |
| 店名 |  |
| 預金種別 | １　普通　　　　　　　　２　当座 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義人 |  |

様式第８号（第８条関係）

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付事業実績報告書

年　　月　　日

　みやこ町長　　　　　　　様

施設名

住　所

氏　名

電話番号

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付要綱第８条第７項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　事業に要した経費　　　　金　　　　　　　円

２　補助金の交付決定額　　　金　　　　　　　円

３　事業実施期間　　　　　　年　　月から　　　年　　月まで　（　　　か月）

様式第９号（第８条関係）

第　　　　　号

　年　　月　　日

　様

みやこ町長　　　　　　　　　印

みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付額確定通知書

　　　年　　月　　日付けで実績報告のあったみやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付事業を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付要綱第８条第８項の規定により通知します。

記

１　事業に要した経費　　　　金　　　　　　　円

２　補助金の交付確定額　　　金　　　　　　　円

３　事業実施期間　　　　　　　年　　月から　　　年　　月まで　（　　　か月）